

学校で予防すべき感染症と出席停止について

お子さんの具合はいかがでしょうか。今回診断された病気は学校感染症の一つに含まれています。下記の表でもわかるように、学校保健安全法により学校に登校できるまでの期間が定められています。よって、主治医からの登校許可が出るまで学校はお休みしてください。

なお、この期間は、出席停止の扱いとなり欠席扱いにはなりませんので、安心してお休みください。病気が治って登校する場合は、別紙に医師の証明書をいただいて学校に提出してください。

記

【感染症と出席停止の期間の基準】

| | 感染症の種類 | 出席停止期間の基準 |
|-----|--|-----------------------------------|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう)、新型コロナウイルス感染症 | 病気が治るまで |
| 第二種 | インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く) 百日咳 麻しん 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 風しん 水痘(みずぼうそう) 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 | |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |

***注意**

第2種の感染症については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。

また、群馬県ではその他の感染症に指定された病気はありません。

担当：養護教諭(吉川紀子)
電話：027-381-0215

(別紙)

主治医様

ご多忙中恐れ入りますが、出席可能になりましたら下記証明書にご記入の上、保護者にお渡しくださいますようお願いいたします。

----- き ----- り ----- と ----- り ----- せ ----- ん -----

証明書

安中小学校長様

年 組 氏名

病名 ()

上記のものは、 月 日 より出席停止になっていましたが、
集団生活に支障がないと思われますので、 月 日より出席して
よいと考えます。

備考

令和 年 月 日

医師

印
